

振興センターの経営支援

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856千葉県中央区亥鼻2-9-3 TEL:043-202-5367 FAX:043-202-5368
E-mail: center@jusan-kassei.or.jp

コンプライアンス関連

Presented by 振興センター
2017

「栄養成分分析検査」は、実際の測定値に沿った適切な表示が可能となり、お客様に適切な情報を提供することができることから『安心・安全』な商品としてのアピールに繋がります。

栄養成分分析検査のご案内

2015年4月1日「食品表示法」が施行され、原則として消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務化されました（5年間の経過措置期間）。

千葉県障害者就労事業振興センターでは、県内の障害者福祉事業所で食品の製造・加工・販売に取り組んでいる皆様の『栄養成分表示をどうしたらいいの?』の声に應えるために、栄養成分分析検査（検査機関：株式会社生活品質科学研究所）のご紹介を行います。

■対象：千葉県内の障害福祉事業所が製造する製品

■検査料：会員事業所 1検体につき 9,800円（税込）
非会員事業所 1検体につき 12,000円（税込）

■申込の流れ：①別紙の「栄養成分検査申込書」「お申し込み検体ご記入シート」に御記入の上、振興センターにFAX（043-202-5368）。
②振興センターより『受理印』が押印された「栄養成分検査申込書」を受信。
③『受理印』が押印された「栄養成分検査申込書」と「お申し込み検体ご記入シート」（受理印なし）を同封の上、検体を（株）生活品質科学研究所に事業所負担にて送付。
④報告書を振興センターより受け取る（検体送付後、約6週間後を目安）。
⑤振興センターに支払（振興センターより請求書送付）。

■検査機関：（株）生活品質科学研究所 食品検査部（栄養成分）
（セミナー等講師 高田かおり氏所属）

■その他：①検体の送付方法については裏面（検体の送付方法について）に記載してございます。必ずご確認くださいようお願い申し上げます。
②振興センターにFAXした際、『受理印』押印の返信FAXが届かない場合は、お手数ですが、電話（043-202-5367）にて連絡くださいますようお願い申し上げます。

■問い合わせ先：特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
（電話）043-202-5367 （FAX）043-202-5368